

平成30年11月定例教育委員会
議案説明資料

報告 1件

議案 2件

計 3件

番号	報告第16号	担当	学校教育部 教職員課
議案名	松原市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱に係る専決処分の承認を求めることについて		
説明	<p>松原市立小中学校通学区域審議会は、執行機関の附属機関設置条例に基づき設置し、21人の委員を委嘱している。</p> <p>今回、平成30年9月23日付けで任期満了となったため、松原市立小中学校通学区域審議会規則第3条第2項に基づき、各種団体などの推薦等により適任であると認め、新たに委員21人の委嘱について教育長専決を行ったのでこれを報告し承認を求めるもの。</p> <p>なお、任期は同規則第4条により、平成30年9月25日から2年とする。</p> <p>(任期 平成30年9月25日から平成32年9月24日まで)</p>		

○松原市立小中学校通学区域審議会規則

昭和45年12月1日教委規則第6号

改正

平成17年9月30日教育委員会規則第6号

松原市立小中学校通学区域審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、松原市立小中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、市立小中学校の通学区域について調査、審議をし、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学校の長
- (3) 市の職員
- (4) 学識経験のある者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条各号（第4号を除く。）に掲げる者のうちから委嘱された委員が当該各号に掲げる職を失った場合は、委員の職を失う。

3 教育委員会は、前各項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めた場合は、任期途中において、委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会の会議において必要と認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め意見を聞くことができる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行なう。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会で定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

番号	議案第28号	担当	市民協働部 いきがい学習課
議案名	松原市少年自然の家の指定管理者の指定について		
説明	<p>松原市少年自然の家は、現在、平成26年度から5年間を期間として、一般財団法人大阪市青少年活動協会が指定管理を行っておりますが、期間の満了に伴い、平成31年4月から3年間を期間として新たに指定管理者を公募したところ、現指定管理者である1団体のみから応募がありました。</p> <p>松原市公の施設の指定管理者候補者選定委員会において、指定管理者候補者の選定等についての審議が行われたところ、一般財団法人大阪市青少年活動協会が指定管理者の候補者として選考されました。</p> <p>このことから、松原市少年自然の家条例第6条第4項の規定に基づき、同団体を指定管理者の候補者として選定し、当該指定に係る議案を議会に提出するに当たり、議決を求めるもの。</p>		

松原市少年自然の家の指定管理者の指定について

団体の概要

団体名	一般財団法人 大阪市青少年活動協会
所在地	大阪市中央区法円坂1丁目1番35号
設立年月日	昭和50年5月1日
主要事業	青少年施設の管理運営、青少年指導者の養成、青少年健全育成事業、青少年サービス事業
役員数	10名(理事8名、監事2名)
職員数	108名(常勤47名、非常勤61名)
指定管理の実績	大阪市立信太山青少年野外活動センター 大阪市立長居ユースホステル 和泉市立青少年の家・榎尾山森林浴コース 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館 吹田市立青少年活動サポートプラザ 京都府立るり溪少年自然の家 松原市立少年自然の家
管理運営に関する基本方針	①利用者の安全確保を最優先に管理運営を行います。 ②「利用者本位」を基本に利用者の権利を守り、平等利用を確保するとともに、利用者のニーズに応じた高品質なサービスの提供と効果的な・管理運営を行います。 ③個人情報厳正かつ適正に取り扱い、社会的ルールを遵守するとともに、常に公平・公正な職務の執行を行い、コンプライアンスの徹底を図ります。 ④人権尊重と接遇に配慮し、信頼と透明性のある管理運営を行います。 ⑤地域の特性を有効に活用した管理運営を行います。 ⑥「エコアクションまつばら」に準拠し、環境にやさしい施設をめざして、ゴミの削減、省エネルギー、省資源、CO2削減等、環境に配慮した管理運営を行います。

収支計画

(単位:円)

項目		H31	H32	H33	
収入	指定管理委託料	45,923,709	45,837,069	45,752,869	
	利用料収入	11,139,390	11,257,490	11,364,500	
	雑収入	自主事業収入	4,305,700	4,433,100	4,465,500
	雑収入	16,754,200	16,938,600	17,174,650	
収入合計		78,122,999	78,466,259	78,757,519	
支出	人件費	32,712,000	32,712,000	32,712,000	
	事務費	2,586,600	2,586,600	2,586,600	
	燃料費	6,928,420	6,977,190	7,025,960	
	管理費	15,821,800	14,843,400	14,865,000	
	負担金	500,000	500,000	500,000	
	租税公課	2,847,779	2,847,779	2,847,779	
	雑支出	自主事業支出	2,937,400	3,047,790	3,063,180
	雑支出	14,789,000	14,951,500	15,157,000	
支出合計		79,122,999	78,466,259	78,757,519	
指定管理料(税抜)		42,521,953	42,441,731	42,363,768	
消費税増税の場合の指定管理料		46,348,929	46,685,904	46,600,144	
消費税増税の場合の指定管理料合計				139,634,977	

※消費税の計算については平成31年10月に現行の8%から10%に増税すると想定。

改正

平成元年7月1日条例第15号
平成11年3月31日条例第5号
平成17年3月28日条例第5号
平成22年6月28日条例第11号
平成25年4月1日条例第7号
平成25年10月8日条例第47号

松原市少年自然の家条例

（指定管理者の指定手続）

第6条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 委員会は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめ少年自然の家の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他委員会が定める事項を公示するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申出書に事業計画書その他委員会が定める書類を添えて委員会に提出しなければならない。

4 委員会は、前項の規定により申出があつたときは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は松原市暴力団排除条例（平成24年条例第36号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないと認め、かつ、次に掲げる基準に該当するものうちから、少年自然の家の設置の目的を最も効果的に達成することができるのと認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

（1）少年自然の家を利用しようとするものの平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

（2）第1条の設置目的にのつとつた管理を効果的かつ効率的に実施できること。

（3）少年自然の家を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

地方自治法

発令 : 昭和22年4月17日法律第67号

最終改正 : 平成30年7月25日号外法律第78号

改正内容 : 平成30年6月8日号外法律第44号[平成30年10月1日]

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

番号	議案第29号	担当	市民協働部 いきがい学習課
議案名	平成30年度松原市一般会計補正予算（第3号）について		
説明	<p>松原市少年自然の家について、平成31年4月1日から3年間を期間として行う指定管理に係る指定管理料について、債務負担行為限度額の設定を行うもの。</p> <p>指定管理料の予算措置については、平成31年度以降の一般会計予算に計上する予定。</p>		

